

宇都宮市地域情報化推進懇談会設置要領

(設置)

第1条 本市における地域情報化（地域課題の解決を図るため、地域において効果的かつ効率的な情報通信技術の利活用を推進することをいう。以下同じ。）をより効果的に推進するに当たり、広く意見を求めるため、宇都宮市地域情報化推進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(意見等を聴取する事項)

第2条 懇談会において意見等を聴取する事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域情報化の推進に関する事項
- (2) 地域情報化計画の策定に関する事項

(組織)

第3条 懇談会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体から選任された者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 懇談会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、市長が召集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員でない者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、総合政策部情報政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、懇談会の決定に基づき、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。